

# 犯罪の被害にあられた方へ

## (被害者の手引)

このパンフレットは、犯罪の被害にあられた方やご家族に  
○ 警察の捜査やその後の裁判がどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。  
○ 犯人を処罰するために、警察がどのようなご協力を  
をお願いするのか。

○ 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。  
○ といったことを分かりやすくお知らせするためのもので  
詳しく述べています。

このパンフレットに書かれている内容について、より  
詳しくお知りになりたいときは、下記担当者にお尋ねく  
ださい。

担当者 愛媛県  
氏名   
警察署 謹  
(内線)

## 警察の相談窓口

○ 警察総合相談電話 #9110 又は 089-931-9110  
○ 性犯罪被害相談電話 #8103 又は 0120-282-114  
※性犯罪被害相談電話はフリーダイヤル(一部の電話機を除く。)

○ 警察署相談窓口 四国中央 (089)24-0110  
新居浜 (089)35-0110 久万高原 (089)21-0110  
西条 (089)56-0110 伊予 (089)982-0110  
西今治 (089)64-0110 大洲 (089)25-1111  
伯方 (089)34-0110 ハ幡浜 (089)42-0110  
松山 東 (089)772-0110 西予 (089)62-0110  
松山 西 (089)943-0110 宇和島 (089)52-0110  
愛媛南 (089)72-0110

## 愛媛県警察



## 警察以外の相談窓口等

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
相談電話 089-905-0150  
(火～土曜日10:00～16:00)  
Eメール info@shien-ehime.or.jp

(公社)被害者支援センターえひめ  
相談電話 089-935-6607 (TEL/FAX)  
被害者ホットライン 0570-079714  
※IP電話の方 03-6745-5601  
検察官への被害相談や事件に対する問い合わせに対応するため、  
事故等の被害者等に対して、相談対応、公判への付添い、専門機関  
の紹介などの支援を行っています。

(松山地方検察庁)  
被疑者を受けた検察官が、勾留期間内に被疑者を裁判にかけ  
るかどうかの決定を出す(起訴された被疑者を「被告人」といいます)。  
起訴には、法廷での裁判を請求する公判請求と、書面審理だけを請求す  
る略式命令請求等があります。

(日本司法支援センター(愛称「法テラス」))  
犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714  
※IP電話の方 03-6745-5601  
コールセンターの専門スタッフが、被害の回復、軽減のための制度  
などの情報提供のほか、精通弁護士の紹介などを行っています。

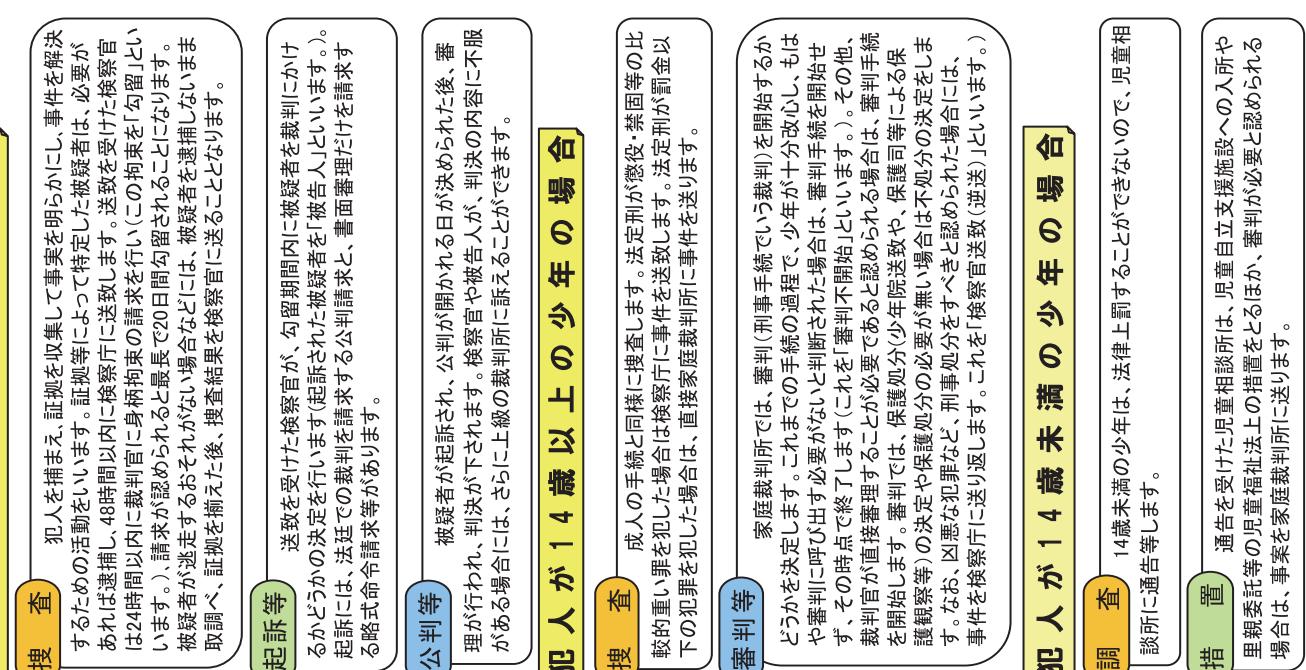
(配偶者暴力相談支援センター)  
愛媛県福祉総合支援センター 089-927-3490  
愛媛県男女共同参画センター 089-926-1644  
新居浜市配偶者暴力相談支援センター 0897-65-1480  
DV被害者等の方に対して、相談対応や相談機関の紹介、カウンセ  
リング、一時保護、情報提供などの支援を行っています。

(えひめ性暴力被害者支援センター(愛称「ひめここ」))  
相談電話 089-909-8851  
性暴力被害に遭われた方等に対して、相談対応や病院・  
警察・法律相談等への同行などの支援を行っています。

## 刑事手続きの概要

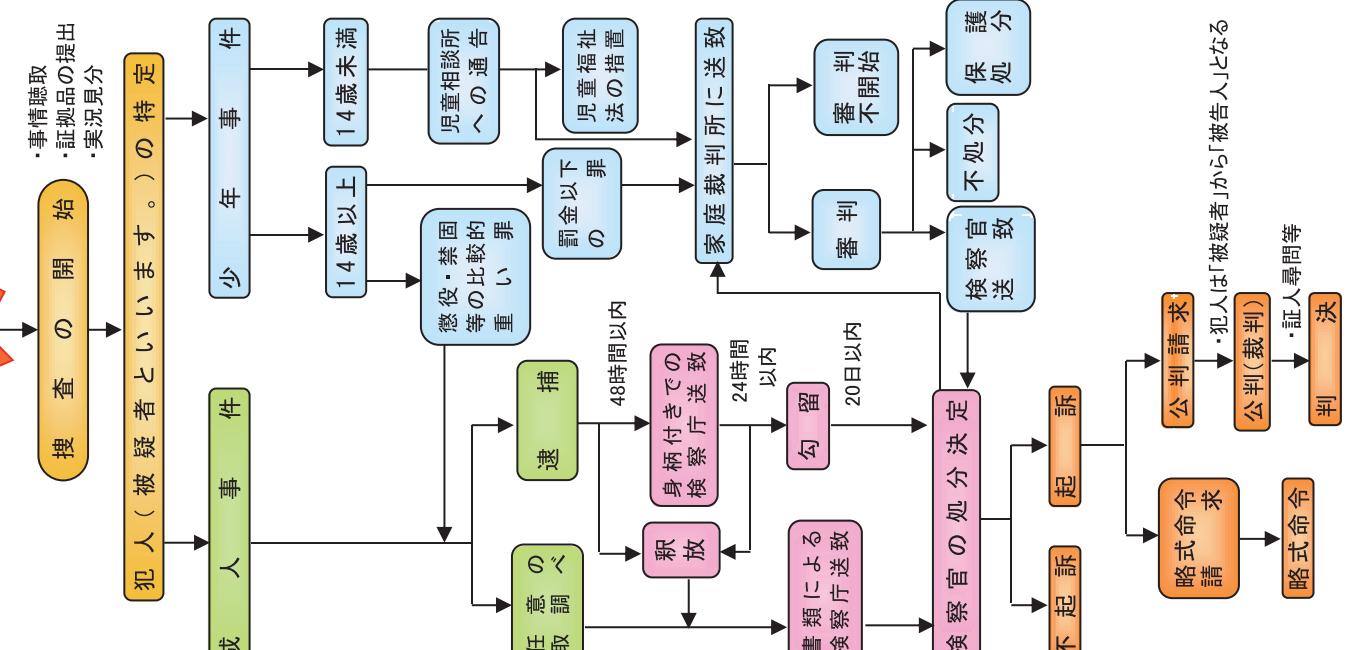
犯人や犯罪の事実を明らかにし、刑罰を定める手続を「刑事手続」とい  
う。捜査・起訴・公判の3段階に大きく分かれます。  
また、成人と少年の場合では手続が異なります。

### 犯人が成人の場合



## 刑事手続の流れ

### 事件発生



(公財)愛媛県暴力追放推進センター  
暴力追放相談電話 089-932-8930 (FAX併用)  
暴力団から被害に遭った方に對して、民事訴訟費用や被害修復費  
用等の賃付け、被害者見舞金等の支給などの支援を行っています。

(公財)犯罪被害救援基金  
事務局 03-5226-1020

・通告を受けた児童相談所は、児童自立支援施設への入所や  
里親委託等の児童福祉法上の措置をとるほか、審判が必要と認められる  
場合は、事案を家庭裁判所に送ります。

## 捜査へのご協力のお願い

## 被害者等の方が利用できる制度

刑事手続上必要なご協力ををお願いすることになりますが、そのことでお負担をおかけすることもあります。犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあわれる方をなくすためにも、ご協力いただきたいと思います。具体的には次のようなことがあります。

### 事情聴取

犯人が被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。犯罪を立証するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

### 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあられた方が被害者等の状況によって立証するのに必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

### 実況見分等の立会

犯罪の現場等を確認する際に立会いをしていただくことがあります（現場等の状況によって立証する）ことを「実況見分」と言い、裁判所の令状によって立証する（検証）と言います。ある程度の時間がかかるますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行なうものですので、ご協力をお願いします。

### 裁判での証言

DV（配偶者からの暴力）事案や、児童虐待、ストーカー事案などの被害者等の方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

## 《警察以外で利用できる制度》

### 検察庁被害者支援員制度

犯罪行為によって亡くなられた被害者・遺族の方をここでは「被害者等」と記載しています。

### 《警察で利用できる制度》

### 被害者支援員制度

殺人、強制性交等（旧強姦）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者支援が必要とされる事業が発生したときに、被害者等の方に対して、●支援制度の説明●病院等への付き添い●要望の聽取●関係機関・団体の紹介などの支援活動に携わる支援員を配置しています。

### 被害者連絡制度

殺人、強制性交等（旧強姦）、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者等の方に対して、●刑事手続及び犯罪被害者のための制度●被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名、年齢等を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果等を速捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁にその旨をお話しください。

### 再被害の防止及び保護対策

被害者等の方が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や警戒措置、加害者の釈放などの情報提供などを実施して安全を確保する制度があります。また、加害者が暴力団員、暴力団関係者などで仕返しを受けるおそれがある場合には、必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

### DV及び児童虐待等の被害者の保護

DV（配偶者からの暴力）事案や、児童虐待、ストーカー事案などの被害者等の方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

### 民事上の損害賠償請求制度

犯罪が民法上の不法行為に該当する場合、被害者等の方は加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償請求ができます。損害賠償請求は民事手続に従つて行なわれるもので、刑事手続とは別に被害者等の方が申立てなどを行う必要があります。詳しくは裁判所や法テラス、弁護士会等の法律相談などをご利用地ください。



詳しくは最寄りの警察署又は警察本部までお問い合わせください。

## 犯罪被害給付制度

犯罪行為により被害にあられた方やその家族・遺族の方をここでは「被害者等」と記載しています。

犯罪行為により被害にあられた方にに対して、国が一時金として給付金を支給する制度です。

### 被害者等通知制度（検察庁等）

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、希望に応じて、事件記録の閲覧、関係機関や団体等の紹介などの支援活動を行っています。詳しくは最寄りの検察庁又は事件を担当する検察官等にお問い合わせください。

### 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

殺人・放火などの重大な犯罪を行った者が心神喪失等で、不起訴又は無罪となつた場合などに、検察官が医療の要否及び内容を決定する審判を求めて裁判所に申立てをします。被害者等は、申し出によつて、審判を傍聴することができます。審判の結果などの通知を受けることができます。詳しくは事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

### 検察審査会への審査申立

検察官が、捜査を行つた結果、不起訴処分をする場合があり、検察審査会は、被害者等の方から検察官の不起訴処分を不服として申立てがあつたときに審査を始めます。詳しくは最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

### 裁判で利用できる制度

被害者等には、犯罪の立証のため、証人として公判で証言していくたゞくことがありますが、公判では、裁判所への付添い、被害者等の方と被告人や傍聴人との間の遮蔽、ビデオモニター等を通じた証言などが認められており、この他にも、事件記録の閲覧、コピー、公判を優先して傍聴することができるので、裁判への参加、国選弁護制度、損害賠償命令制度など、被害者等の方に配意した様々な制度があります。詳しくは事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

### 民事上の損害賠償請求制度

犯罪が民法上の不法行為に該当する場合、被害者等の方は加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償請求ができます。損害賠償請求は民事手続に従つて行なわれるもので、刑事手続とは別に被害者等の方が申立てなどを行う必要があります。詳しくは裁判所や法テラス、弁護士会等の法律相談などをご利用地ください。